

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会「解散命令等に係る課題を踏まえた今後の対応の在り方について」に対する意見

2014年1月24日パブリックコメント提出意見
日本私大教連（日本私立大学教職員組合連合）

- 1 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会（以下「分科会」）が発表した「解散命令等に係る課題を踏まえた今後の対応の在り方について」（以下「分科会報告書」）は、「社会的に重大な問題を生じさせ」た学校法人に対し、「解散命令に至る以前に改善を促すための段階的な手段」を整備すること等を提言しています。

しかし、分科会報告書は、「所轄庁による法的な関与により改善を促される」ことがないようにするための「学校法人制度の充実全般」、具体的には「財務情報の公開の充実」や「内部統制システムの強化」等の必要性を認識しながらも、「重大な問題」が生じた後の行政措置にのみ終始する内容のものとなっています。分科会報告書が「私学の自主性の尊重」を強調する一方で、私立大学・私立学校の「公共性」の確保に必要とされる学校法人自身のチェック機能（自浄能力）を高めるための改正に言及していないことは大きな問題です。

- 2 今回検討の契機となった学校法人の事例からも明らかなように、本来分科会が検討すべき課題は、私立学校法が学校法人に対して公教育機関に相応しい管理運営・経営を義務づける法律としてはあまりに大きな「自由」を理事長・理事会に付与している現状を改善し、学校法人に不祥事を起こさせないための法改正です。

日本私大教連は2013年7月に「日本私大教連の私立学校法改正案—私立大学の公共性と教育・研究の質を高めるために—」（以下「日本私大教連改正案」）を発表し、公正に役員（理事長、理事、監事）を選任するための改正、理事会の成立と議決要件の厳格化、監事制度の改善、理事会に対する評議員会のチェック機能を高めるための改正、財政情報の公開に関する改正等について、全23項目にわたる具体的な法改正を提起しています。分科会報告書が、現行の学校法人制度に問題があることを認めつつも、こうした制度改革について触れず、所轄庁による法的な関与にのみ問題を矮小化していることはきわめて遺憾です。

2006年の公益法人制度改革では、例えば社団法人・財団法人の社員や評議員に理事の法令定款違反行為に対する差止請求権や会計帳簿閲覧請求権を与えるなど、公益法人の運営を健全化するための規定が新たに設けられました。しかし、公益法人制度において既に実施されているこのようなチェック機能強化は、分科会報告ではまったく言及されていません。私立大学・私立学校の「公共性」を担保するためには、所轄庁の権限強化の前に、すべての学校法人が守らなければならない管理運営のしっかりとしたルールを私立学校法に

明記することが必要です。「私学の公共性」を担保する法制度によってこそ、「私学の自主性」は守られると私たちは考えます。

私立学校法改正が審議されていた 2004 年 4 月 14 日の衆議院文部科学委員会で、平野博文衆議院議員（元文科大臣）は、繰り返される不祥事の防止には、通知や行政指導ではなく、法律でルールを定めることを求めています。学校法人の自浄能力を高めるための制度改革を行わないまま、所轄庁の行政権限だけを強化することは、私立大学・私立学校における「重大な問題」の発生を防止することにはつながりません。文科省が私大教連改正案の提起する諸事項を真摯に検討し、私立大学・私立学校における不祥事を未然に防止するための抜本的な法改正を検討するよう強く求めます。

- 3 私立学校法が、あまりにも多くの裁量権を理事長・理事会に付与している現状は、「私学の自主性」を「私学経営者の自由」に履き違えた独裁的・専断的運営を助長する結果となっています。分科会報告が「私学の自主性」を強調する一方で、学校法人と学校の運営における教職員の役割を軽視した内容のものとなっていることも大きな問題です。

私立大学のほとんどの不祥事は理事長や理事によって引き起こされ、教職員がこれを告発することによって是正されています。教職員が参加する管理運営体制の確立こそ、「重大な問題」を未然に防止するために必要です。日本私大教連改正案が提起するように、監事のうち最低 1 名は設置する私立学校の教職員から選出し、評議員についても定数の 4 割以上を教職員選出の評議員とすることを定めるなど、教職員の役割を高める私立学校法改正を求めます。

- 4 現在、中教審大学分科会で検討されている「大学のガバナンス改革」（教授会の審議権の制限、学長の権限強化、学長・学部長選挙の廃止など）は、私立大学においては理事長・理事会の権限をさらに肥大させ、私立大学の「公共性」を無視した専断的運営をいっそう深刻化させる事態を招くことは疑いありません。

私立大学における「重大な問題」は、分科会報告書が述べるような経営困難校においてのみ発生しているわけではありません。高額な授業料と補助金収入によってありあまる資金を貯め込んでいる私立大学においても、教職員人事の私物化、不当解雇、不正入試事件、投機的な資産運用による巨額の損失などの問題が発生しており、その多くは理事長や理事会が教学に介入し、教授会の審議を無視することによって引き起こされています。

教授会の自治を否定するような「ガバナンス改革」は不祥事の増大を招き、私立大学・私立学校の公共性と教育の質の低下につながるものとして、学校法人分科会はこれに反対すべきです。

以上